

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた 省力化等の大規模成長投資補助金

6次公募について 【事前公開版】

※公募開始時には審査項目の追加等の更新が入ることが想定されるため、
公募にご申請される際には、最新の公募要領・公募概要・様式等をダウンロードしてご申請ください。

事前公開版を用いた申請は認められません。

(ただし、基本設計は事前公開版から変わりませんので、ぜひ事前の申請準備にご活用くださいますようお願いいたします)

令和8年6月30日

中堅・中小・スタートアップ成長投資補助金事務局

【注意】最新の情報は、補助金事務局のホームページをご確認ください。
(<https://chukentou-seichotoushi-hojo.jp/>)

1. 事業概要

- 中堅・中小・スタートアップ企業が、持続的な賃上げを目的として、足下の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。

項目	内容
1 予算額	総額2,000億円
2 補助上限額	50億円（補助率1/3以下）
3 補助事業期間	原則として、 <u>交付決定日から最長で令和10年12月末まで</u>
4 補助対象者	<p><u>中堅・中小・スタートアップ企業</u> <u>（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等）</u> ※単体ベース</p> <p>※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10社）も対象。</p> <p>※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外。*</p>
5 補助事業の要件	<p>① <u>投資額20億円以上</u> （外注費・専門家経費を除く補助対象経費分（税抜）） ※100億宣言企業は<u>投資額15億円以上</u></p> <p>② <u>賃上げ要件</u>（補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が5.0%以上（100億宣言企業は4.5%以上））</p> <p>※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求める（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない）。</p>
6 補助対象経費	<p><u>建物費</u>（拠点新設・増築等※）、<u>機械装置費</u>（器具・備品費含む）、<u>ソフトウェア費</u>、<u>外注費</u>、<u>専門家経費</u></p> <p>※本社機能の一部移転・新設を含む</p>

5次公募からの主な変更点（予定）

① 審査基準

- 「投資総額を上回る余剰キャッシュを保有している企業」の審査を厳格化。
- 補助事業完了後の賃上げ要件に加え、事業期間中の賃上げへのコミットメントを新たに評価。

② 加点措置の見直し

- 「中小企業から中堅企業への移行」に対する加点措置の強化。
- 成長投資計画書上で、先進的なAXIに向けた取組予定が確認できた企業に対する加点措置を追加。
- 従来の「金融機関・ファンド等による確認書」に加え、「金融機関・ファンド等による出資・融資表明書」を新たに設け、より大きな加点を措置。
- ファミリーガバナンスへの取組状況に関する申告書等を提出した事業者に対する加点措置を追加。

③ その他

- 事業化報告期間に、事業計画の達成状況をモニタリングすることを公募要領上明記。併せて、計画の実現可能性についても、審査段階でこれまで以上に厳格に評価。

2. 賃上げ要件について

- 補助事業が完了した日を含む事業年度（基準年度）の補助事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額と比較した、基準年度の3事業年度後（最終年度）の1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が**5.0%以上（100億宣言企業は4.5%以上）***であることが必要です。

* スタートアップ企業のうち、産業競争力強化法上の中小企業者については、公募開始日から3年以内に100億宣言を実施する見込みがある場合は、基準率を4.5%とします。

- 具体的には、**申請時に基準率以上の目標を掲げ、その目標に従業員等に表明の上、達成することが要件**となります。
- コンソーシアムの場合、**幹事企業だけでなくコンソーシアム参画者についても、それぞれ目標水準を公表**していただきます。

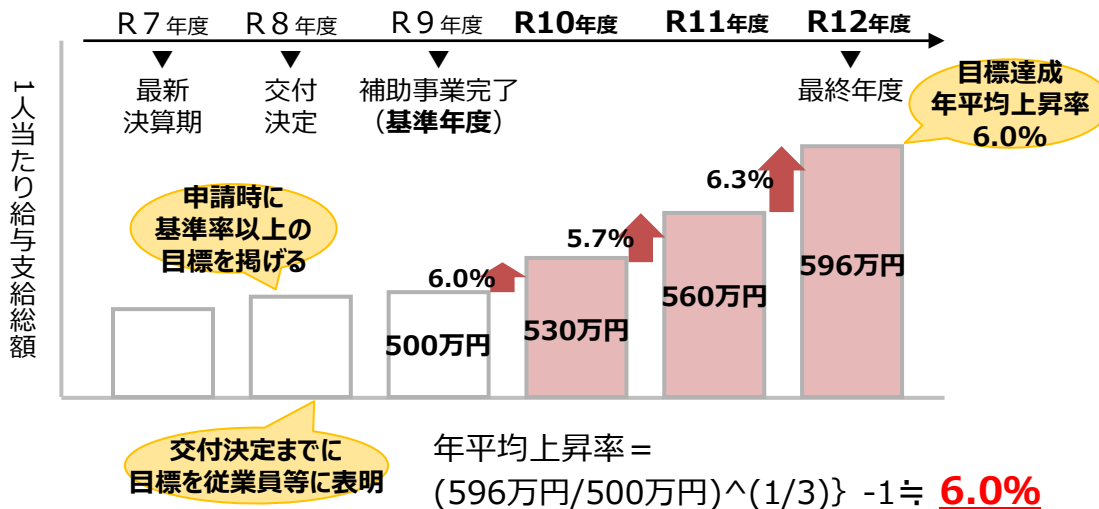
計算式

$$\text{年平均上昇率目標} = \{ (A / B) ^ C \} - 1 \geq \text{基準率}$$

A : 最終年度の1人当たり給与支給総額
B : 基準年度の1人当たり給与支給総額
C : 1/3

事例

目標とする年平均上昇率 $6.0\% \geq 5.0\%$



注意

補助金返還となる場合

- ① 補助事業1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が基準率を下回っていた場合
- ② 基準年度の1人当たり給与支給総額が、公募の申請をした時点の直近の事業年度の1人当たり給与支給総額を下回っている場合
- ③ 補助事業1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が基準率以上であったが、目標水準を下回った場合（未達成率に応じて返還）

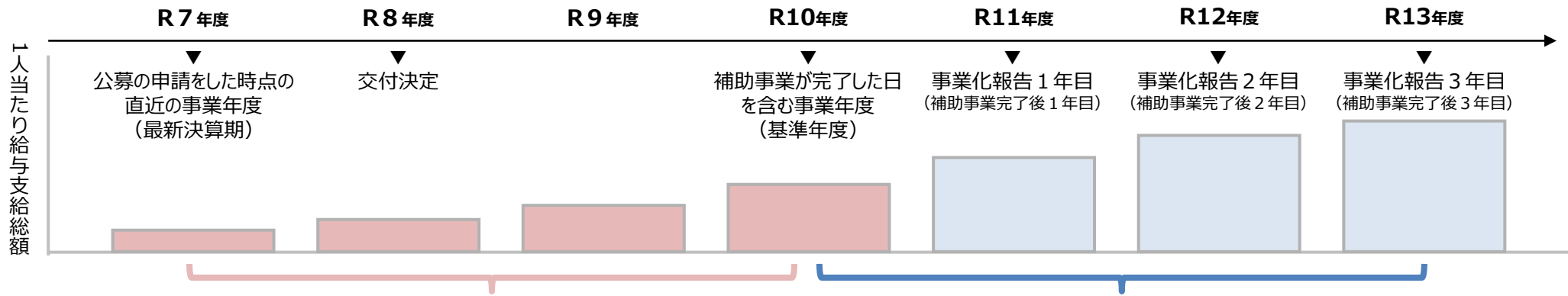
※天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く
 ※補助金返還となった場合も事業者名は公表しない
 ※詳細は採択者向けに「補助事業の手引き」にて案内

採択時の審査においては、上記の賃上げ要件に加え、補助事業期間中から実施する「足下の賃上げ」も評価対象となります。最低でも物価上昇率を上回る程度の賃上げが達成されない場合は、審査上大幅に不利になりますのでご注意ください。

(ご参考) 「足下の賃上げ」の評価について

- 6次公募では、補助事業完了後における補助事業に関わる従業員の賃上げだけでなく、**補助事業期間中における全社賃上げ率 (= 補助事業期間中から実施する「足下の賃上げ」)**も評価対象となります

例) 令和10年度に補助事業が完了する事業者の場合



審査における評価対象

**補助事業期間中における全社賃上げ率
(= 補助事業期間中から実施する「足下の賃上げ」)**

⇒最低でも物価上昇率*を上回る程度の賃上げが
達成されない場合は、審査上大幅に不利になります

- 「足下の賃上げ」については、採択後交付決定までの間に従業員への表明を必須とします
- 交付決定時に当事務局ホームページにて公表する概要資料にも記載いただきます
- 補助事業期間中の賃上げ実績はモニタリングの対象となります

*物価上昇率は、消費者物価指数(CPI)の総合指数を参考値としております。
(ご参考: 2025年の消費者物価指数の総合指数は、前年比3.2%の上昇)
なお、当該数値はあくまでも最低限の数値であり、これを上回る水準であることが期待されます。

要件・審査における評価対象


**補助事業の終了後3年間の
補助事業に関わる従業員における賃上げ**

⇒申請時に基準率以上の目標を掲げ、その目標を従業員等
に表明の上、達成することが要件となります

- 基準率は、一般企業向けは5.0%、100億宣言企業向けは4.5%になります
- 補助事業1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が基準率を下回っていた場合、又は、基準年度の1人当たり給与支給総額が公募の申請をした時点の直近の事業年度の1人当たり給与支給総額を下回っている場合は、補助金は全額返還となります
- また、補助事業1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が基準率以上であったが、目標水準を下回ったという場合には、未達成率に応じて補助金の返還を求めることとなります


3. 補助対象経費

1 **建物費**




- 建物の建設、増築、改修、中古建物の取得に要する経費
※単価100万円（税抜）以上のものが対象

2 **機械装置費**




- 機械装置、工具、器具の購入、製作、借用に要する経費
- 上記と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費
※単価100万円（税抜）以上のものが対象

3 **ソフトウェア費**




- 専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用、クラウドサービス利用に要する経費
- 上記と一体で行う、改良・修繕に要する経費
※単価100万円（税抜）以上のものが対象

4 **外注費**



- 加工や設計、検査等の一部を外注（請負・委託）する場合の経費

5 **専門家経費**



- 本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費
※1日5万円（税抜）が上限

※④外注費及び⑤専門家経費の上限額の考え方

④及び⑤の合計額は①、②、③の合計額未満（全体事業費の半額未満）



対象経費区分の取扱いは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に基づいて判断されます。詳細は税理士等にご確認ください。

<税制との併用について>

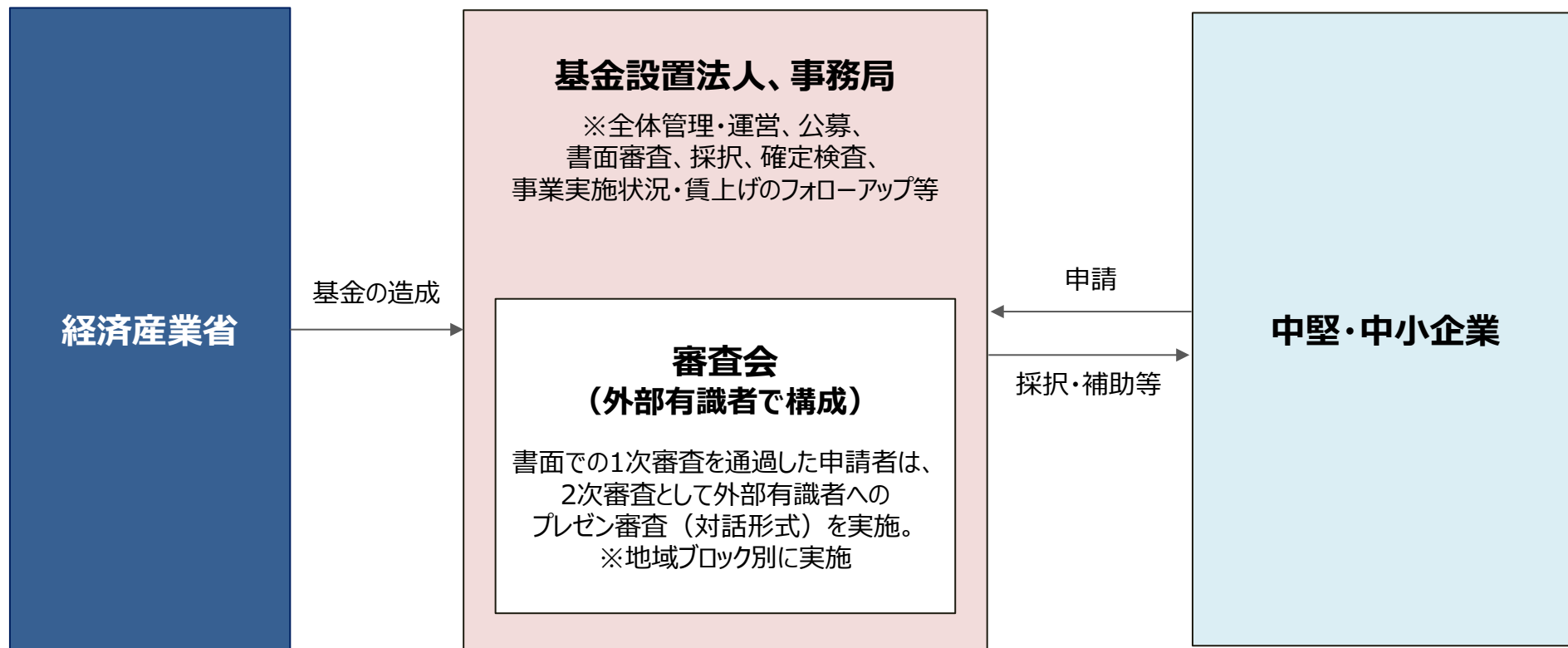
本補助金は、下記の税制との併用はできません。

・賃上げ促進税制、地域未来投資促進税制(※)、中小企業経営強化税制(※)、中小企業投資促進税制(※)、大胆な投資促進税制(※)

※当該税制の適用を受ける設備以外のものについては、本補助金の補助対象経費として申請することができます。詳細は公募要領をご参照ください。

4. 事業スキーム

- 基金設置法人及び事務局が、中堅・中小企業向けの補助金公募から審査、確定検査、補助事業終了後の事業実施状況・賃上げ要件の達成状況の確認（フォローアップ）等を行います。



【注意】

本事業の申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。未取得の方は、速やかに利用登録を行ってください。
※ GビズIDプライムアカウントは、オンライン申請の場合、最短で即日発行が可能です。書類郵送申請の場合は、申請内容によっては、書類に不備がなくとも審査完了まで最大1か月を要する場合があります。
お早めにご準備いただきますようお願いいたします。

GビズID
ホームページ



<https://gbiz-id.go.jp/top/>

5. 審査基準

- 審査は以下の項目を定量的・定性的に審査し、採択事業者を決定します。

1

経営力

- 社会課題や顧客ニーズの変化等のメガトレンドを踏まえ、5～10年後の社会に価値提供する自社のありたい姿（長期成長ビジョン）や賃上げ予定の方向性（※）が具体化されているか。
※補助事業期間中から実施する「足下の賃上げ」を評価します。最低でも物価上昇率を上回る程度の賃上げが達成されない場合は審査上大幅に不利になります。
- 外部環境・内部環境を踏まえた事業戦略が構築されているか。
（市場・顧客動向、自社の強み・弱み、経営資源（ヒト・モノ・カネ）の状況等を踏まえて取り組む事業内容（補助事業含む）等）
- 成果目標・経営管理体制（定量的な成果目標とその達成に向けた効率的な体制の構築状況 等）
- 補助事業を通じて長期成長ビジョンの実現に繋がるような資金計画が検討されているか。

2

先進性・成長性

- 補助事業によって提供される製品・サービスのユーザー、市場及びその規模が明確で、**市場ニーズの有無を検証**できているか。また、補助事業に関連する製品・サービス等の売上高が、当該事業の**市場規模の伸びを上回る成長が見込まれる**か。
- 補助事業で取得した設備等により生み出す製品・サービスや生産方式等は、**自社の優位性が確保できる差別化された取組**か。
- 補助事業により、**労働生産性の抜本的な向上が図られ、人手不足の状況が改善される取組**か。

3

地域への波及効果

- 補助事業により、従業員1人当たり給与支給総額や雇用が申請時点と比べて増加しているか。
- 地域内の取引先（顧客・サプライヤー）・パートナー等に波及効果をもたらすことが見込まれるか。また、コンソーシアム形式の場合には、連携の意義・目的が明確であり、相乗効果が見込まれるか。

4

大規模投資・費用対効果

- **収益規模に応じたりスクをとった大規模成長投資**であるか。
- 補助事業として費用対効果が高いか（補助金の交付額に対する付加価値の増加額等）
- 従前よりも一段上の成長・賃上げを目指す等、**企業の行動変容**が示されているか。

5

実現可能性

- 補助事業を適切に遂行できる、**実施体制・財務状況等が十分に確保**されているか。
（*財務状況を踏まえ、補助金交付の必要性が高いと認められるかも審査対象となります）
- 補助事業の事業化に向けた**課題設定・解決方法・スケジュールが適正**に見込まれており、実現可能性が高いか。
- 金融機関・ファンド等のコミットメントが得られているか。

6

補助金の必要性

- 事業者の現預金保有残高などの財務状況に照らして、自己資金や金融機関等からの資金調達のみでは、想定する事業の実現が困難であり、**真に本補助金による支援が必要な投資**であるか。

6. 加点措置

- 以下の各項目については、加点措置を講じます。

<「中小企業から中堅企業への移行」に対する加点措置>

産業競争力強化法上の中小企業に該当する事業者においては、「令和10年12月末までに産業競争力強化法上の中小企業者の定義を超える従業員数及び資本金の達成をする」旨を宣言した場合に、大幅に加点。

<AXに向けた取組に対する加点措置>

本事業において、先進的なAIによるビジネスモデル転換（AIトランスフォーメーション=AX）に向けた取組を実施予定である企業に対して加点。

<J-Startup又はJ-Startup地域版選定スタートアップに対する加点措置>

J-Startupプログラム又はJ-Startup地域展開プログラムに選定されている中小企業者等に対して加点。

<「危機管理投資」、「成長投資」の戦略分野に係る事業に対する加点措置>

以下の17の戦略分野に係る事業に対して加点。

①AI・半導体、②造船、③量子、④合成生物学・バイオ、⑤航空・宇宙、⑥デジタル・サイバーセキュリティ、⑦コンテンツ、⑧フードテック、⑨資源・エネルギー安全保障・GX、⑩防災・国土強靱化、⑪創薬・先端医療、⑫フュージョンエネルギー、⑬マテリアル（重要鉱物・部素材）、⑭港湾ロジスティクス、⑮防衛産業、⑯情報通信、⑰海洋

<本社機能の地方移転を伴う大規模投資を行う事業に対する加点措置>

従業員のウェルビーイングや地域活性化の観点等も踏まえ、企業の本社機能の移転を伴う大規模な投資を行う事業に対して加点。

<既存の工場跡地を活用した大規模投資を行う事業に対する加点措置>

産業用地が不足している現状を踏まえ、土壌汚染対策を行いながら、既存の工場跡地を活用する形で大規模な投資を行う事業に対して加点。

<「えるぼし認定企業」「くるみん認定企業」に対する加点措置>

雇用管理の改善、働きやすい職場環境の整備、企業の魅力向上や人材確保・定着などに積極的に取り組んでいる企業に対して加点。

<「健康経営優良法人」に対する加点措置>

優良な健康経営を実践している企業に対して加点。

<「地域未来牽引企業」、「パートナーシップ構築宣言登録企業」、「地域経済牽引事業計画」に対する加点措置>

地域の事業者等に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域の経済成長を力強く牽引する事業者、又は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進める事業者に対して加点。

6. 加点措置

- 以下の各項目については、加点措置を講じます。

<「金融機関・ファンド等による確認書」を提出した場合の加点措置>

金融機関・ファンド等から計画の妥当性の確認を受けている事業者に対して加点。

<「金融機関・ファンド等による補助事業への出資・融資の表明書」を提出した場合の加点措置>

金融機関・ファンド等から成長投資計画の妥当性の確認を受けるとともに、本補助事業の遂行に必要な資金に係る出資・融資を行うことの表明を得ている事業者に対して大幅に加点。

※「金融機関・ファンド等による確認書」を提出した場合の加点措置と、「金融機関・ファンド等による補助事業への出資・融資の表明書」を提出した場合の加点措置は、いずれか一方のみ申請が可能。

<「地域企業経営人材マッチング促進事業活用企業」に対する加点措置>

「地域企業経営人材マッチング促進事業」を活用し採用した人材を事業実施体制に含めている企業に対して加点。

<ファミリーガバナンスへの取組に対する加点措置>

ファミリービジネスである中堅・中小企業等のうち、ファミリーガバナンス(*)への取組を実施している、または、これから実施する予定である事業者に対して加点。なお、ファミリーガバナンスへの取組状況に関する自己申告書の提出に加え、ファミリーガバナンスへの具体的な取組事例についても記載し、提出を行った場合、更に加点。

(*) ファミリーガバナンスについては、[「ファミリーガバナンス・ガイダンス」の公表について（経済産業省）](#)をご参照ください。

上記のほか、

- 各都道府県の中で特に優れた事業計画を提出した事業者は、地域への波及効果等が特に期待できるものとして加点します。
- 大規模な災害（いわゆる本激）であって、被害が大きく、多重災害や立地条件等に起因し発災後一定期間を経過してもなお被害が残る地域の事業については特別に配慮措置を講じます。

(参考) 5次公募※における各種指標の中央値 (採択者、申請者全体) ※ 令和8年2～3月に実施

■ 5次公募倍率：約2.6倍

	採択者 (n=77)	申請者全体 (n=198)
①経営力		
1 全社年平均売上高成長率*1	21%/年	20%/年
2 全社売上高増加額*1	+82.4億円	+67.1億円
3 全社賃上げ予定率*2	2.5%	2.3%
4 全社売上高に対する補助事業売上高の割合*3	89%	80%
②先進性・成長性		
5 補助事業年平均売上高成長率*1	22%/年	22%/年
6 補助事業売上高増加額*1	+74.8億円	+57.4億円
7 補助事業年平均労働生産性の伸び*1	21%/年	21%/年
8 補助事業付加価値増加額*1	+28.1億円	+19.9億円
③地域への波及効果		
9 年平均従業員目標賃上げ率*4	7.0%/年	6.5%/年
10 従業員給与支給総額の増加額*4	+3.9億円	+2.8億円
④大規模投資・費用対効果		
11 全社売上高に対する投資額割合*5	61%	64%
12 補助金額に対する付加価値増加額割合*4	213%	171%
⑤実現可能性		
13 ローカルベンチマークの得点	23点	23点

※ 各数値は対象企業の中央値（各指標を降順に並べた時の、ちょうど中央の値）を使用している。（ただし、①経営力4「全社売上高に対する補助事業売上高の割合」は平均値で算出）

*1 基準年（補助事業完了日を含む事業年度）の前年と事業化報告3年目の数値を比較した率および額

*2 最新決算期と基準年（補助事業完了日を含む事業年度）の数値を比較した率

*3 事業化報告3年目における水準

*4 基準年（補助事業完了日を含む事業年度）と事業化報告3年目の数値を比較した率および額

*5 最新決算期の全社売上高に対する補助事業投資額の割合

7. スケジュール（予定）

- 7月中旬頃：6次公募 開始
- 8月下旬頃：6次公募 締切予定
- 9月下旬頃：書面審査
- 10月中旬頃：プレゼンテーション審査（申請企業の経営者等が出席）
- 11月上旬頃：採択発表（以降順次、交付決定）

※ 本事業に関する個別のお問い合わせについては、公募要領をご確認の上、不明な点があれば下記の事務局までご連絡ください。
なお、お問い合わせについては、原則として公募締め切りの3営業日前の17:00までに行ってください。期限を過ぎてお問い合わせいただいた場合、公募締め切りまでに回答が間に合わない場合がありますので、予めご了承ください。

- メールアドレス：seichotoushi-koubo-ext@nri.co.jp
- 電話番号：050-3651-0806
（営業時間：平日10時～17時 土日祝・年末年始除く）

※ よくあるご質問については、事務局ホームページにFAQを設置する予定です。

【注意】スケジュールは、現時点での目安であり、今後変更となる場合があります。
最新の情報は、補助金事務局のホームページをご確認ください。
（<https://chukentou-seichotoushi-hojo.jp/>）

更新履歴

次の項目に更新があるためご確認をお願いいたします。

- 2026/7/2更新
 - P3スライド（（ご参考）「足下の賃上げ」の評価について）追加